

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第17号
委託業務名称	令和2年度 友好都市少年スポーツ交流事業委託
委託業務場所	長浜市及びその周辺
業務の概要	友好都市盟約を結ぶ西之表市(鹿児島県種子島)と長浜市の青少年がスポーツを通して親睦を深め、信頼と友情を育むとともに、気候・風土等、自然環境の異なる両市の交流により、幅広い視野を養い、21世紀を担う青少年の健全育成に寄与するため、令和2年度 友好都市少年スポーツ交流事業を実施するもの。
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	600,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町1203番地 [商号又は名称] 友好都市少年スポーツ交流実行委員会 委員長 八田 忠士
契約相手方の選定理由	友好都市少年スポーツ交流実行委員会は、長浜市スポーツ少年団を母体とする団体であり、参加者の募集や受け入れ家庭の調整など、スポーツ少年団活動を通じて団員や指導者・保護者への継続的な協力体制をとる事ができることから、同実行委員会と随意契約する
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>